

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方」  
に対する意見

2006年2月1日

日本電信電話株式会社

# 目 次

1 . NTTグループ中期経営戦略の推進 ……P3

2 . 競争の現状 ……P6,15

3 . 競争ルールの在り方 ……P19,24

# 1. NTTグループ中期経営戦略の推進

- NTTグループは、**中期経営戦略のアクションプラン**(昨年11月公表)を推進することにより、**IP化の進展に伴うサービスのシームレス化や融合化へのユーザーニーズに応えるため**、“高速・双方向”“安心・安全”“いつでもどこでもつながる”ブロードバンド・ユビキタスネットワークを構築することを通じて、**個人やコミュニティへの豊かなコミュニケーション環境の創造、企業活動の効率化や新たなビジネス機会の創出等に寄与していきます。** オープンなネットワーク環境を構築することにより、**様々なプレイヤーが次世代ネットワークを利用して多彩なサービスの展開を可能**とするとともに、NTTグループもこれらの方々とは積極的な**アライアンスを推進**していきます。この取り組みにより、NTTグループとして**IT新改革戦略、u-Japan政策の実現に貢献**していく考えです。
- 中期経営戦略を世の中に公表した理由は、**ハードベンダーの方々に次世代ネットワークを構成する機器等の開発**を推進していただく、**ASP/ISPや、情報家電メーカーやソフトベンダーの方々に次世代ネットワークを利用した新たな上位レイヤのサービスやビジネスモデルの開発**を推進していただく、**他キャリア等とのコネクティビティやセキュリティの確保**に向けた取り組みを推進していくためですが、この趣旨をご理解いただくため、**通信キャリア、ハード/ソフトベンダー、ISP/ASP等の方々への説明**を行いました。

【資料1：中期経営戦略の概要】

【資料2：次世代ネットワークの構造とロードマップ】

# 中期経営戦略の概要

## 具体的な取り組み

### 情報通信市場の動向

(この1年の変化)

光アクセスの普及拡大

携帯電話の第三代への  
マイグレーション

IPトラフィックの急増

- ・大容量コンテンツ配信
- ・P2Pトラフィック

サービス融合の本格化

- ・トリプルプレイ
- ・FMC(固定・移動融合)
- ・通信・放送融合

ブログ、アフィリエイト等の  
新ビジネスの展開

### 次世代ネットワークの構築

基本コンセプト

- ・IPトラフィックの急増に対応した安心・安全・便利なネットワーク
- ・IPベースで固定(県内/県間)/移動のシームレスなサービスを提供 (現行法の枠内で公正競争条件を確保)
- ・国際標準に準拠したレイヤ構造モデルを採用
- ・多彩なアプリケーションサービスを提供可能とするため、アプリケーションレイヤとのインターフェースを開示
- ・他キャリアやISPとのコネクティビティ(相互接続性)やセキュリティを確保したオープンなネットワーク

ロードマップの策定とフィールドトライアルの実施(2006年度下期開始)

### ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開

ネットワークサービス

- ・光サービスの高機能・高信頼化
- ・移動系サービスの高速度化、高機能・高信頼化と端末の多機能化
- ・FMCの推進

上位レイヤサービス(インターネット接続・ポータル等)の充実

法人サービスの充実

通信・放送融合の推進

ワンストップサービスの提供

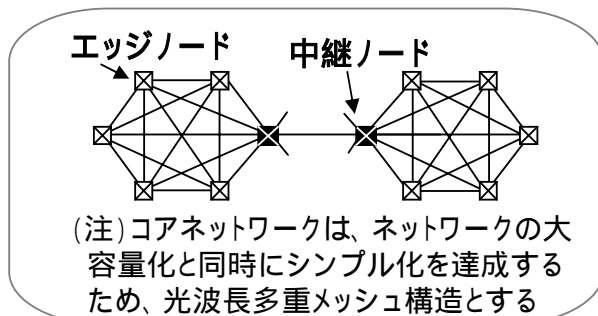
国際ビジネス・標準化活動の強化

IT新改革戦略、u-Japan政策に沿った「安心・安全」な社会等の実現に向けた取り組み

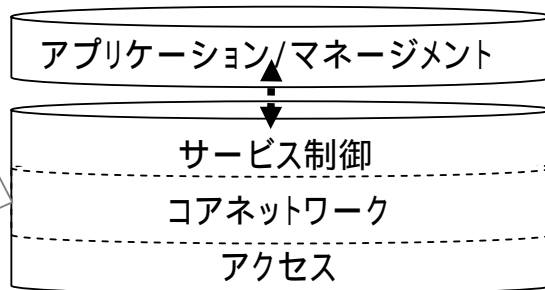
次世代ネットワークによる光サービスを2010年度には3,000万のお客さまにご利用いただくことを目指す

## 次世代ネットワークの構造とロードマップ

## 【次世代ネットワークの構造】



## 次世代ネットワークのレイヤ構造



## 各レイヤの特徴

- ・グループ内外の様々なサービスプレーヤーによる独自のサービス展開を担保
- ・各種サービスに対応したダイナミックなネットワーク制御を実現
- ・様々なレベルのEnd-to-Endの品質、セキュリティを確保した通信を実現
- ・多様なアクセスへの対応

## 【次世代ネットワーク構築のロードマップ】



## 2. 競争の現状 (1)

- 我が国では、国際的にみても最も徹底した設備のオープン化等が図られた結果、ブロードバンド市場の競争は進展しており、世界で最も高速で低廉なブロードバンド環境になっています。また、諸外国に先駆けて光ファイバをベースにしたブロードバンドサービスの普及が進んでいます。

具体的には、アクセス回線にラインシェアリングやドライカップを利用したADSL等の利用ベースの競争だけでなく、電力系やCATV等の事業者による光ファイバ等の敷設による設備ベースの競争が進展しています。

【資料3：日・欧・米・韓のブロードバンド普及率と料金】

【資料4：日・欧・米・韓のブロードバンド市場の競争状況】

【資料5：ブロードバンドサービス(DSL / 光 / CATV)の契約数の推移】

【資料6：戸建向けFTTHサービスの月額料金推移】

【資料7：加入者系光ファイバ・電柱保有量の比較(NTT / 電力系)】

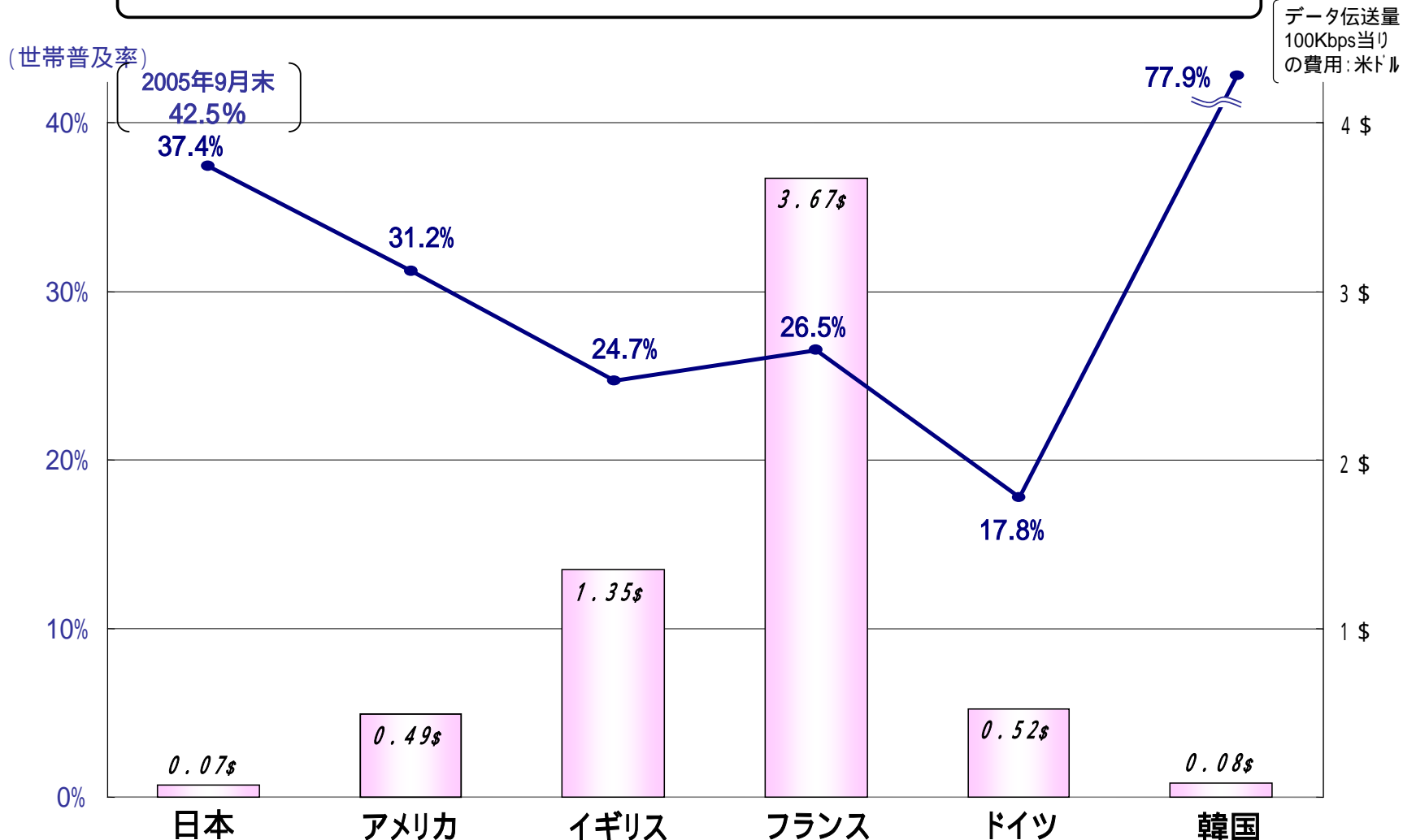
【資料8：都道府県別のFTTHサービスのNTTシェア】

【資料9：日・欧・米・韓の携帯電話普及率と3G化の進展状況】

【資料10：日・欧・米・韓の携帯電話市場の競争状況】

## 日・欧・米・韓のブロードバンド普及率と料金

日本のブロードバンド普及率は欧米主要国に比べて高く、料金は最も低廉な水準

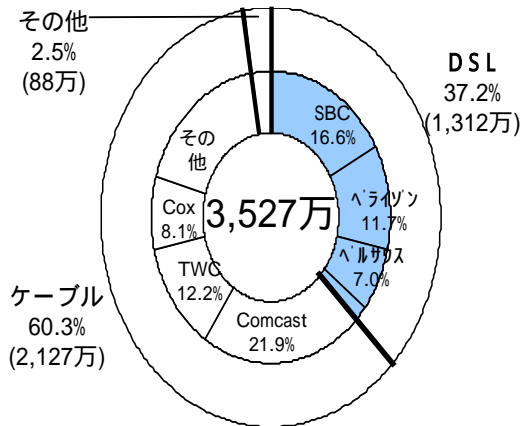


(出典) ブロードバンド普及率は、各国のブロードバンド施設数を世帯数で除して算出。(ブロードバンド施設数: 各国規制機関の統計による2004年末施設数。  
世帯数: 日本は総務省「住民基本台帳人口要覧」(2005年3月)。それ以外はITU「Yearbook of Statistics2005」による2003年末の世帯数)  
データ伝送量100kbps当りの費用は、「ITU Internet Reports 2005」より。

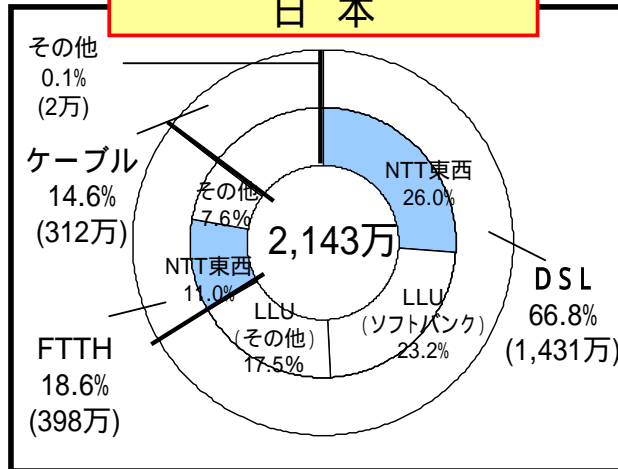
# 日・欧・米・韓のブロードバンド市場の競争状況

ブロードバンド市場では、NTTのシェアは37%と欧米韓のドミナント事業者と比較して低い水準。  
 (米国はケーブル、欧州はDSLが主流。日本以外では光化が進んでいない。)

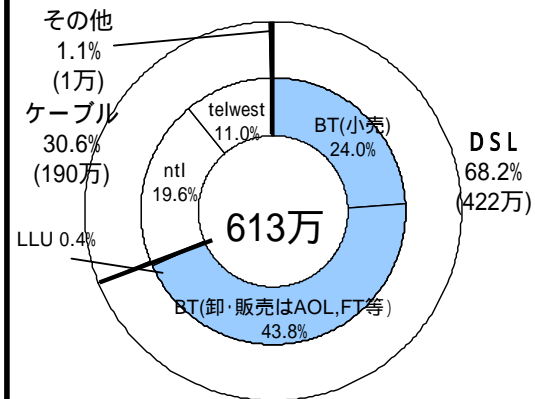
## 米国



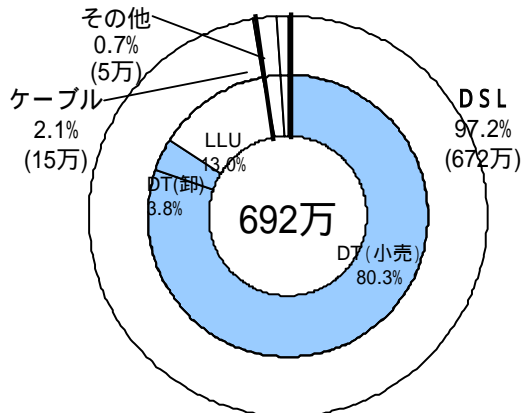
## 日本



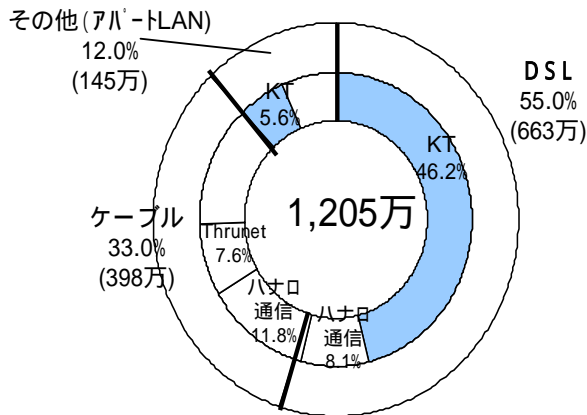
## 英国



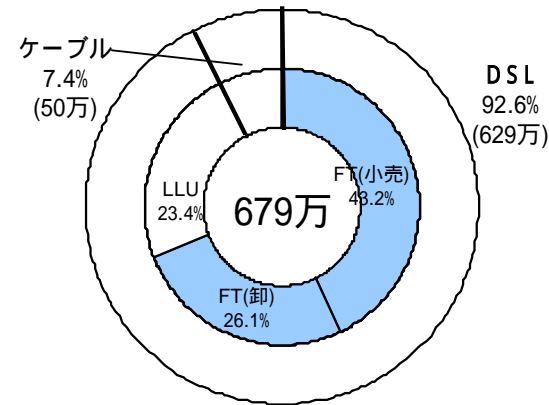
## ドイツ



## 韓国



## フランス



数値は04年末時点。単位: 加入数  
 (日本・韓国は05年9月末時点)

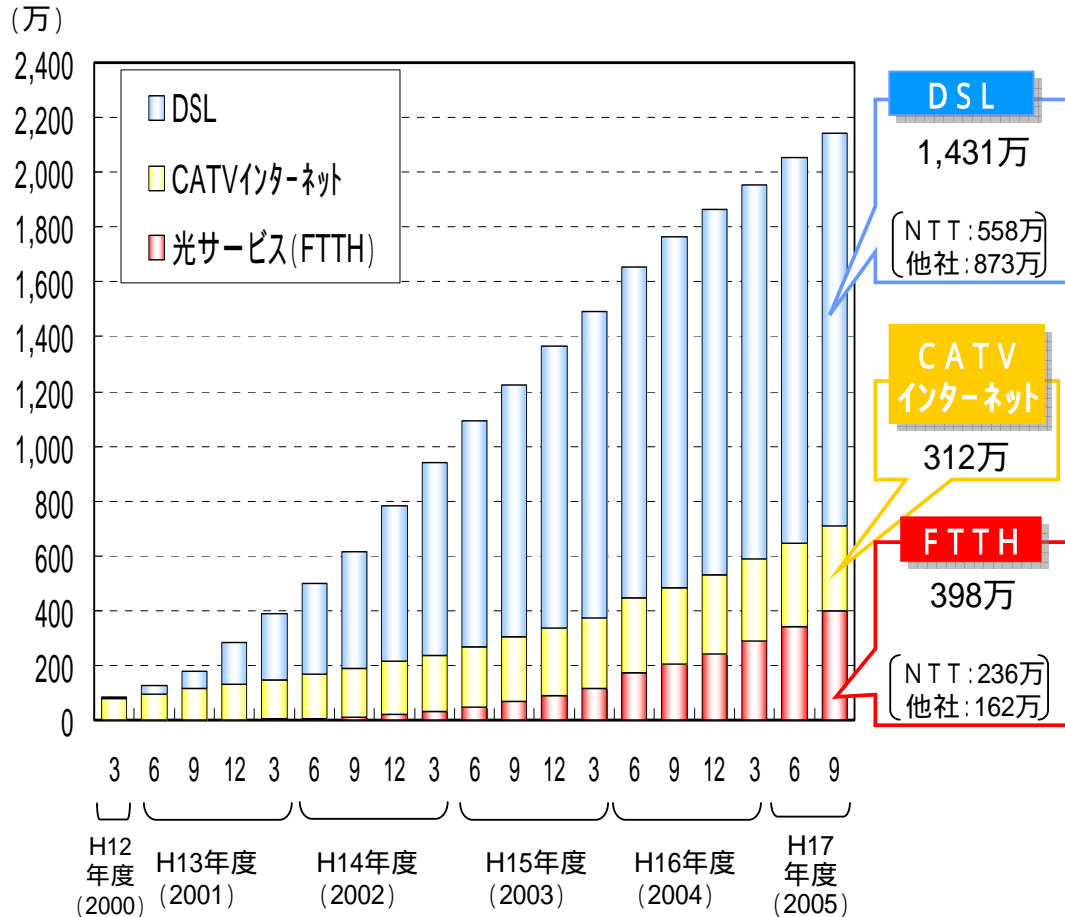
ドミナント事業者のシェアを網掛け。なお卸サービスは卸側でカウントしている。



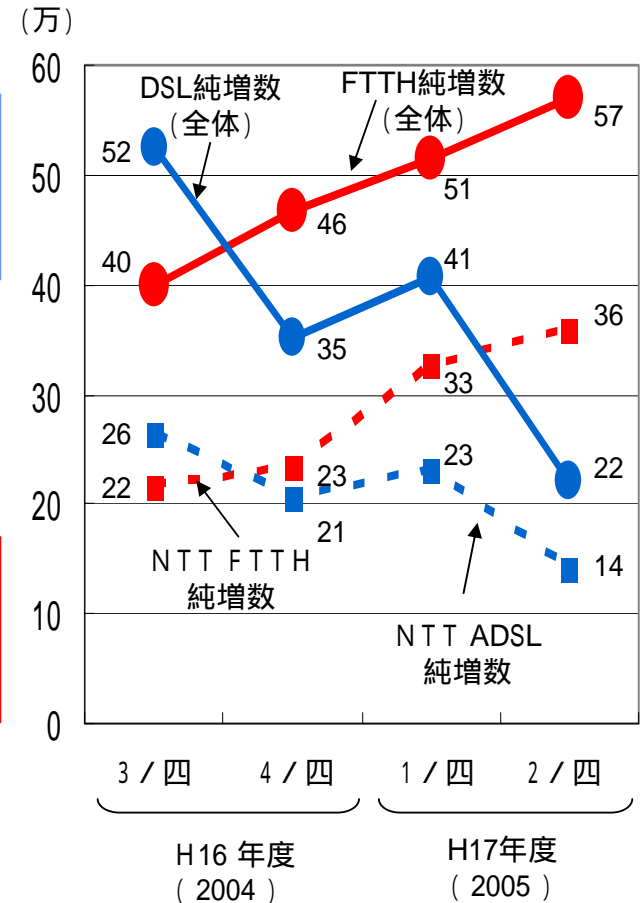
# ブロードバンドサービス(DSL/光/CATV)の契約数の推移

光(FTTH)の純増数は、2004(H16)年度の第4四半期からDSLを上回っており、光サービス(FTTH)の普及が本格化。

## ブロードバンドサービス契約数の推移

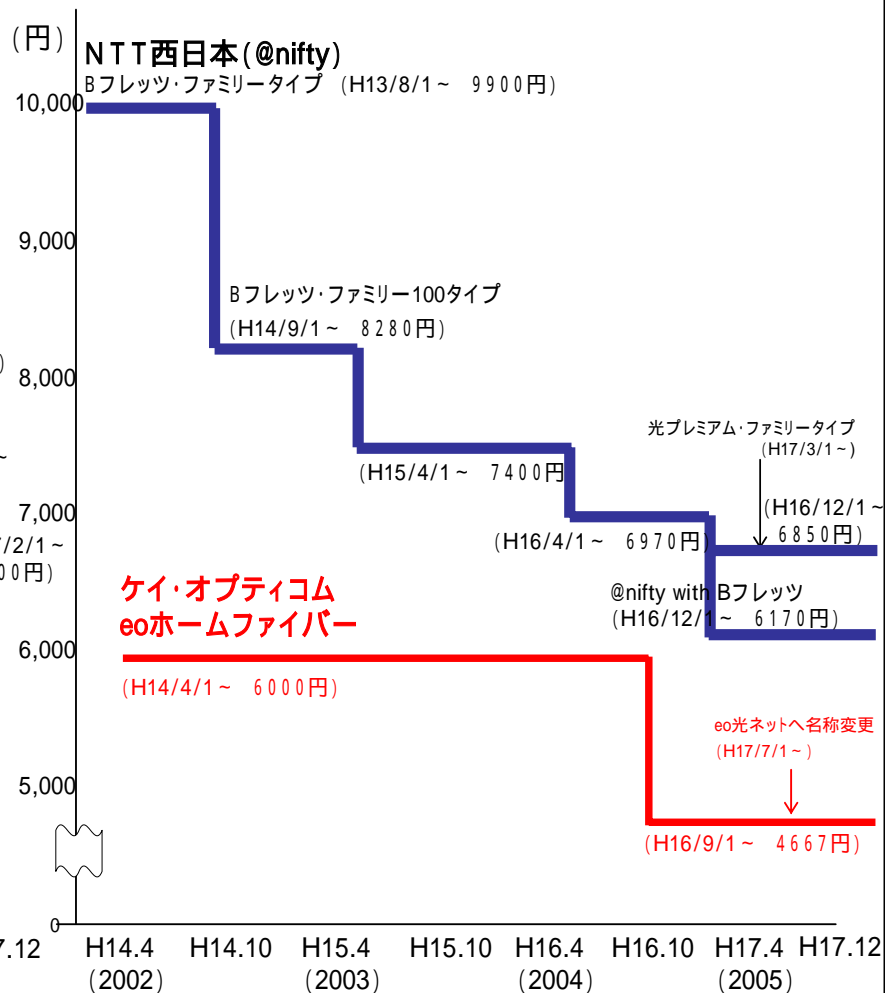
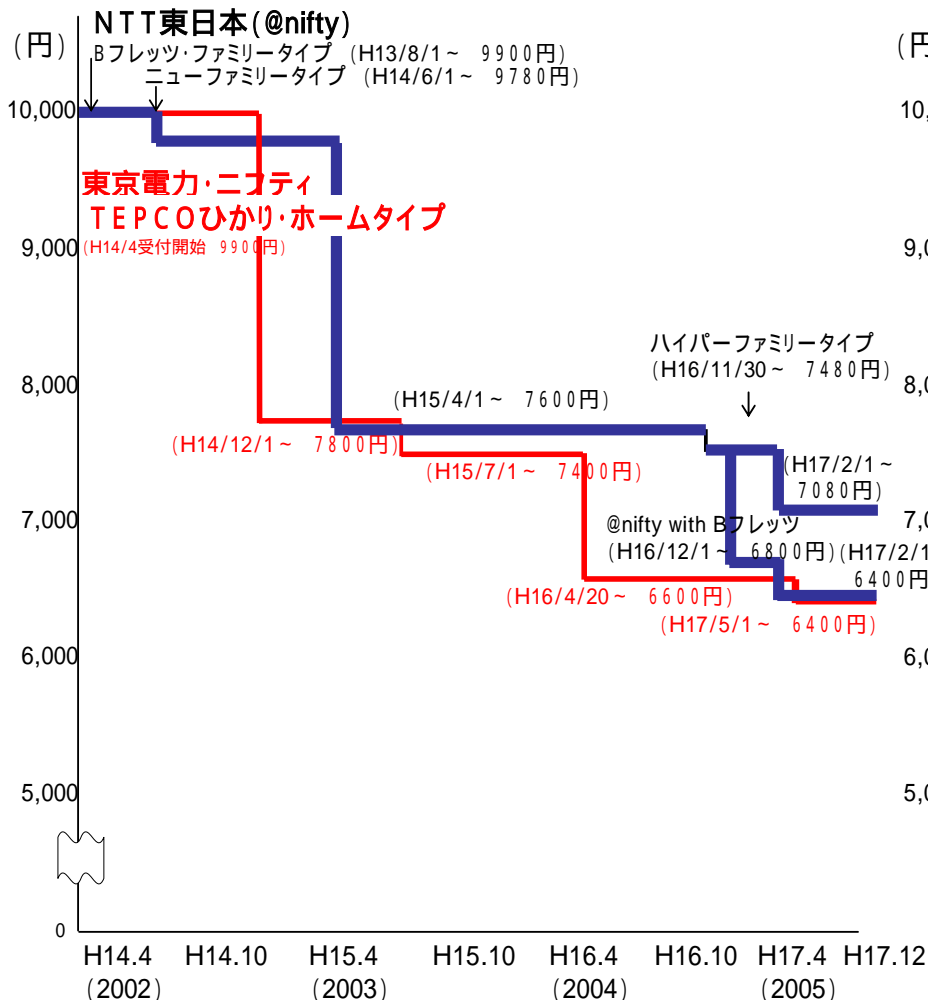


## 光サービス(FTTH)、DSLの純増数の推移



## 戸建向けFTTHサービスの月額料金推移

NTT東/西とも、電力系事業者との価格競争に対応するために数次にわたり値下げを行っているが、西日本では電力系事業者との料金格差がある。(NTT、東京電力はISPをnifty利用とした場合)



(注)ISP料金、屋内配線利用料及び回線終端装置利用料を含む。

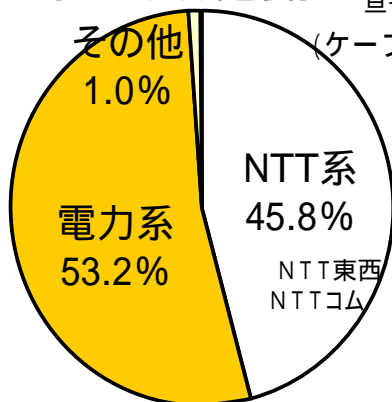
## 加入者系光ファイバ・電柱保有量の比較(NTT / 電力系)

加入者光ファイバの設備量については、電力系事業者はNTT東西に匹敵する量を保有。また電柱保有数については、電力系事業者の保有数の方がNTT東西を上回っている。

加入者系光ファイバケーブル

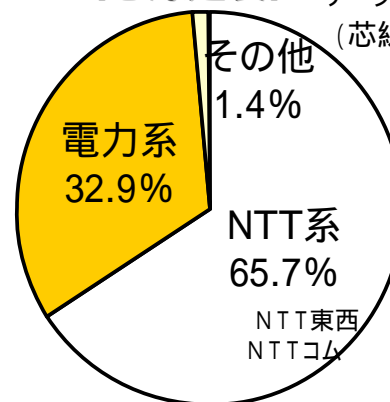
【ケーブル延長】

巨長×ケーブル条数  
(ケーブル延長:37万Km)



【芯線延長】

ケーブル延長×光ファイバの芯線数  
(芯線延長:3,768万Km)

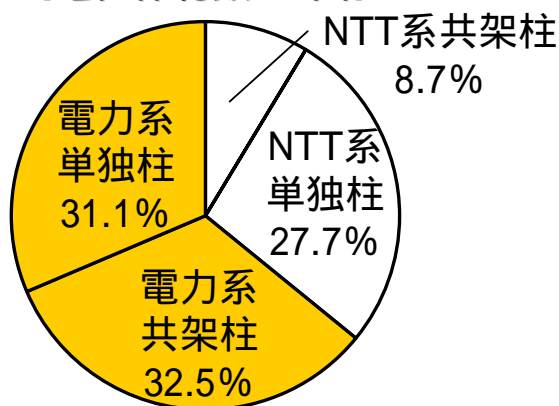


H15年9月末時点

(出所:総務省「平成15年度 電気通信事業分野における競争状況の評価」(H16.6)を元にNTT作成)

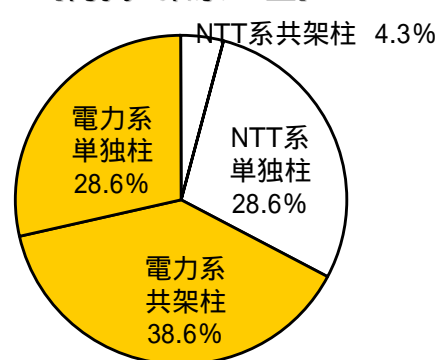
電柱

【電柱保有数・全国】



(総本数:3,268万本)

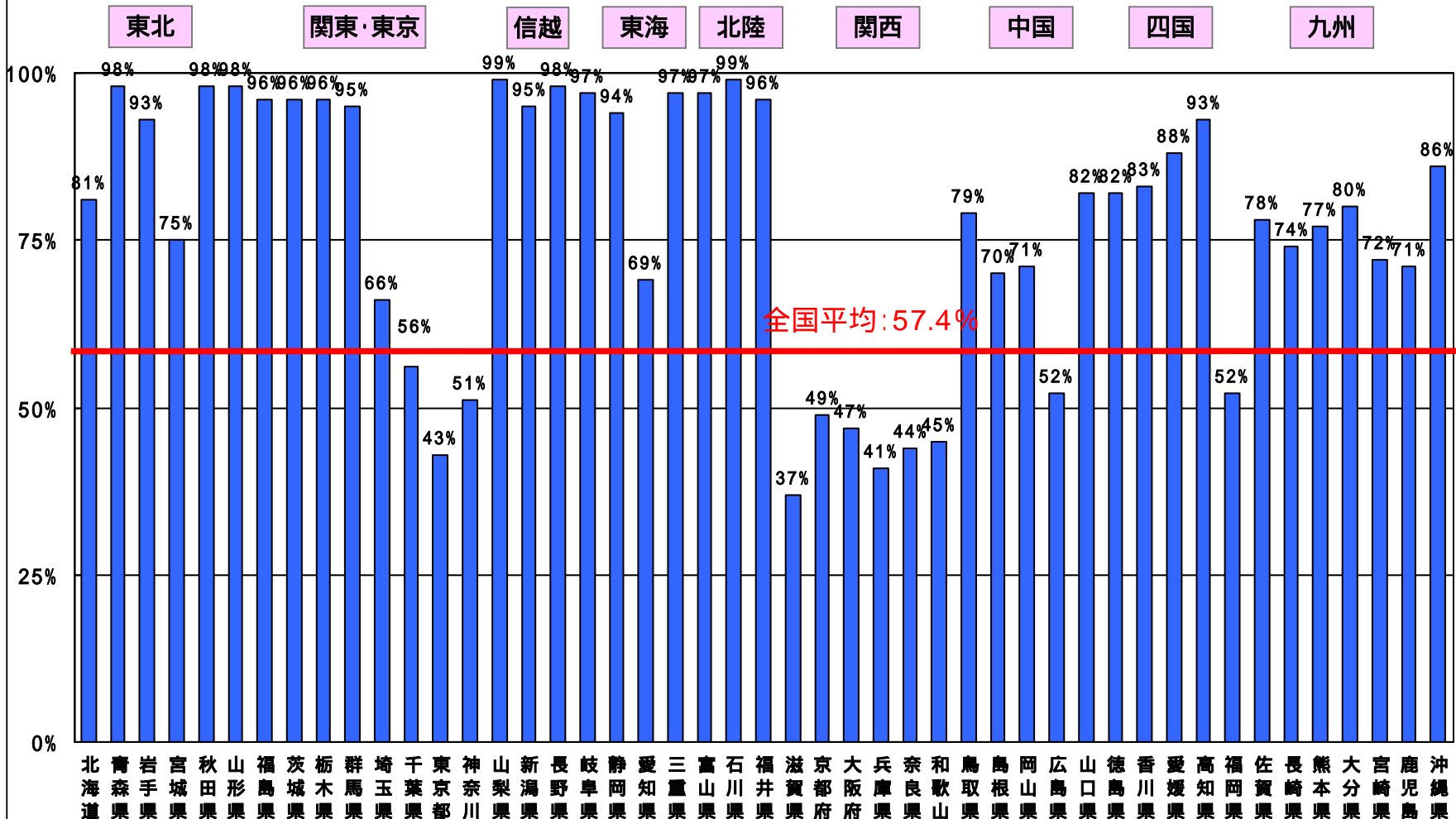
【再掲 東京23区】



H16年3月末時点  
(NTT柱はNTT調べ、  
電力柱は電力会社公表値  
に基づき作成)

# 都道府県別のFTTHサービスのNTTシェア

FTTHサービスのシェアは全国平均では57%であり、東京及び関西6県で50%を下回る状況。

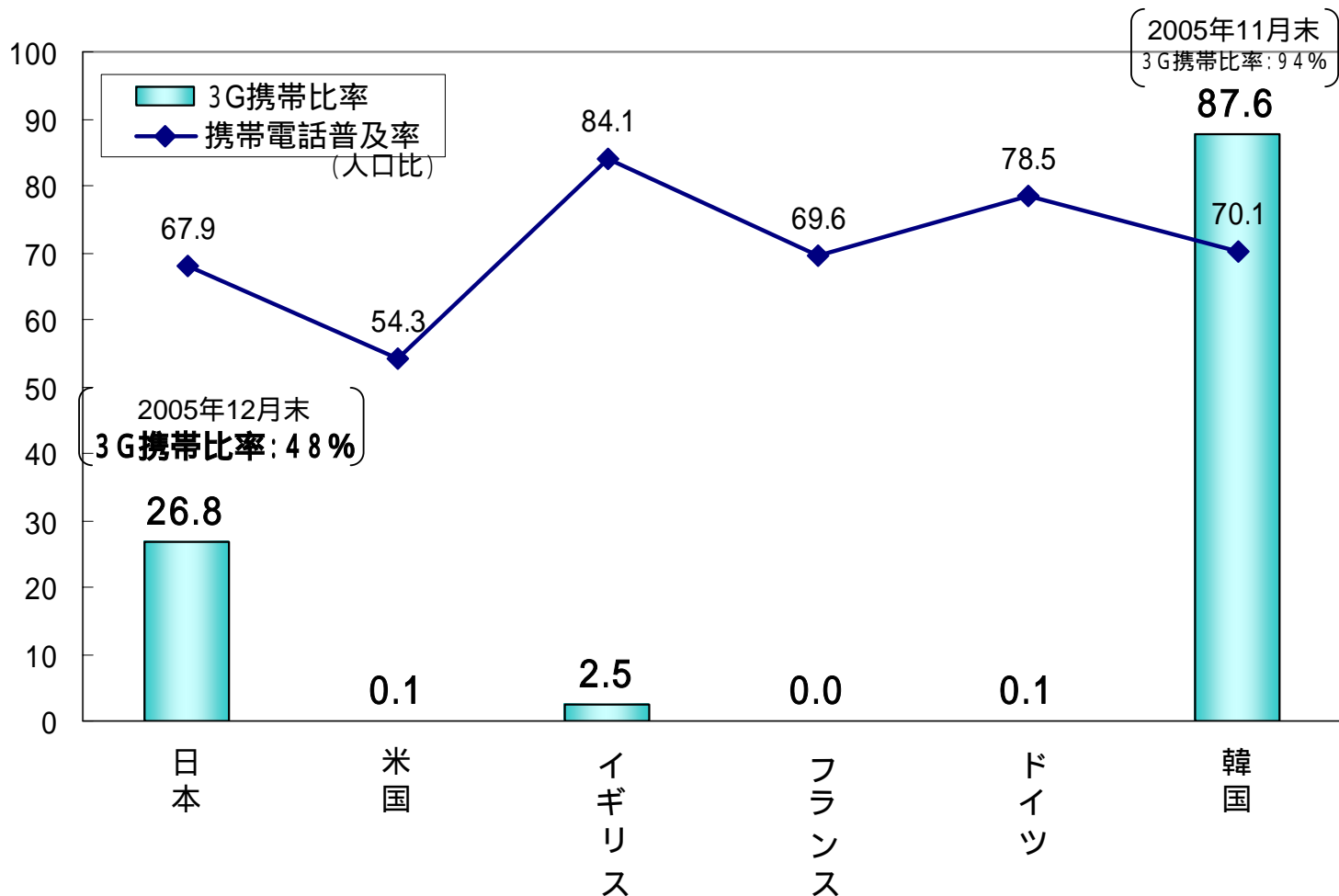


総務省公表値及びNTT資料より作成

注. 対象はFTTHサービス。マンションユーザはユーザ数でカウント。

## 日・欧・米・韓の携帯電話普及率と3G化の進展状況

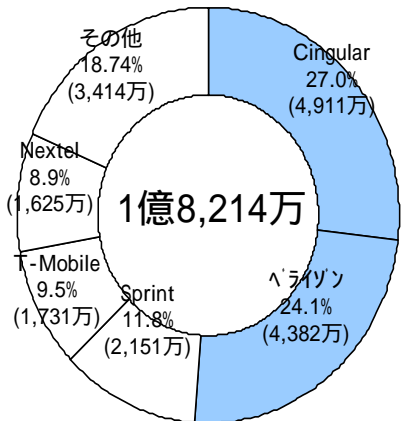
携帯電話の普及率では米国を除き各国とも7～8割となっているが、3G携帯の普及は、韓国・日本が先行。  
 (欧州ではプリペイドの比率が高く、イギリスでは6～8割(事業者により異なる)、ドイツ5割、フランス4割程度)



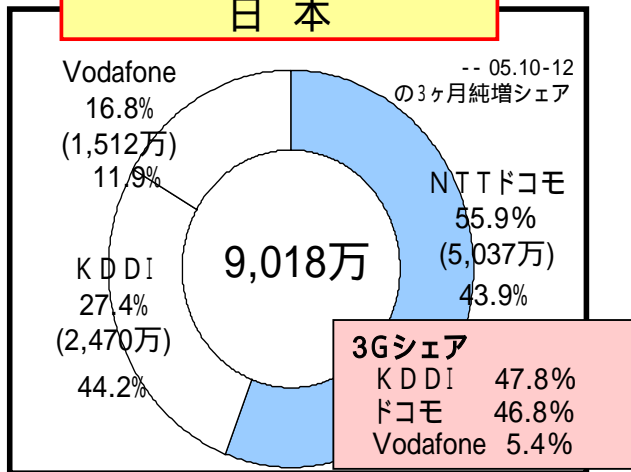
# 日・欧・米・韓の携帯電話市場の競争状況

携帯電話市場におけるNTTドコモのシェアは56%だが、最近の純増シェア(10~12月の3ヶ月)は44%に低下。  
3Gについては、ドコモのシェアは47%

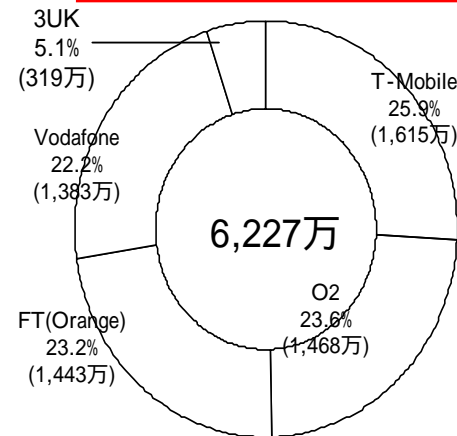
## 米 国



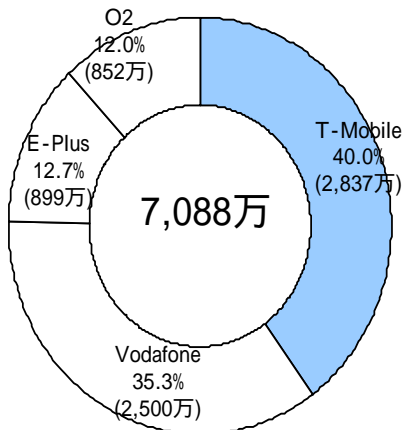
## 日 本



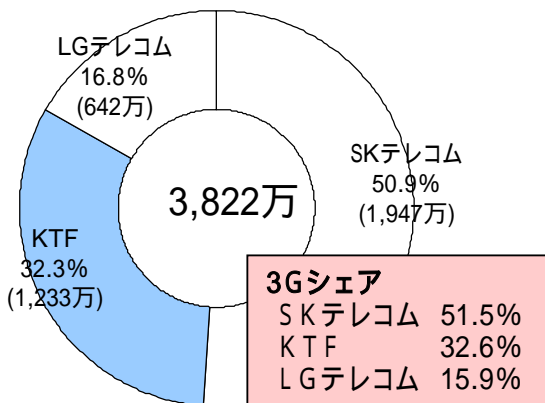
## 英 国



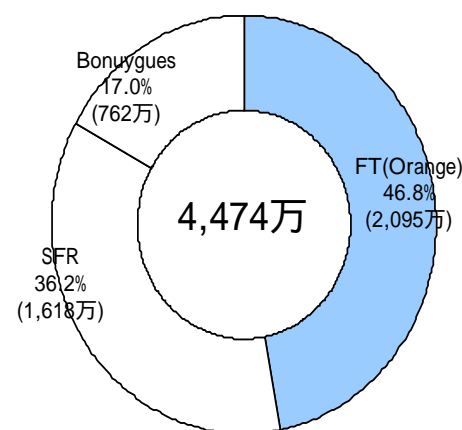
## ドイ ツ



## 韓 国



## フ ラ ンス



米国数値は04年末時点、日本数値は、06年12月末時、韓国数値は05年11月末時点。その他は05年7月末時点。単位：加入数

## 2. 競争の現状 (2)

- 一方、通信市場全体の売上げや利益の動向をみると、  
**固定通信市場**では、設備のオープン化等を契機とした競争の激化やIP化等による価格の下落により、**売上げが毎年大幅に減少する**中で、NTTの固定電話事業は**経営の効率化によって採算性を確保**している状況にあります。  
また、**移動通信**については市場が**成長期から成熟期**に移行している中で、**昨年度(2004年度)に売上げが減少に転じました**。今後、新規参入、番号ポータビリティ制度の導入が予定されているほか、MVNOの参入が見込まれており、**競争の激化により売上げの減少傾向が続くと想定**されます。

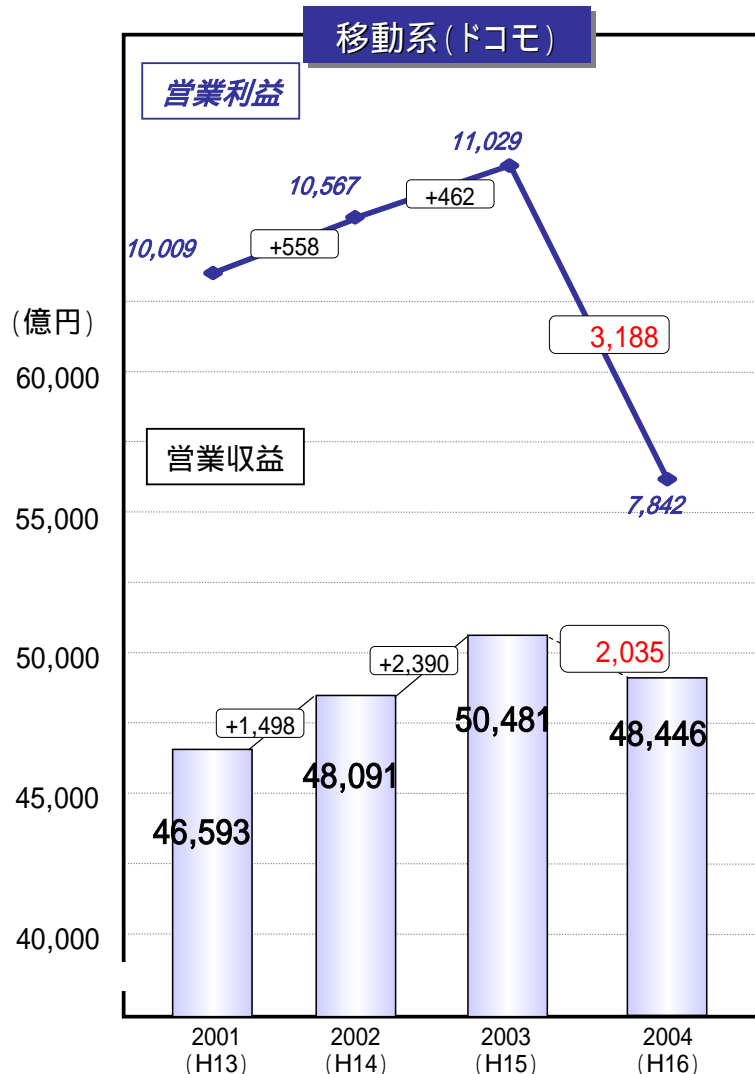
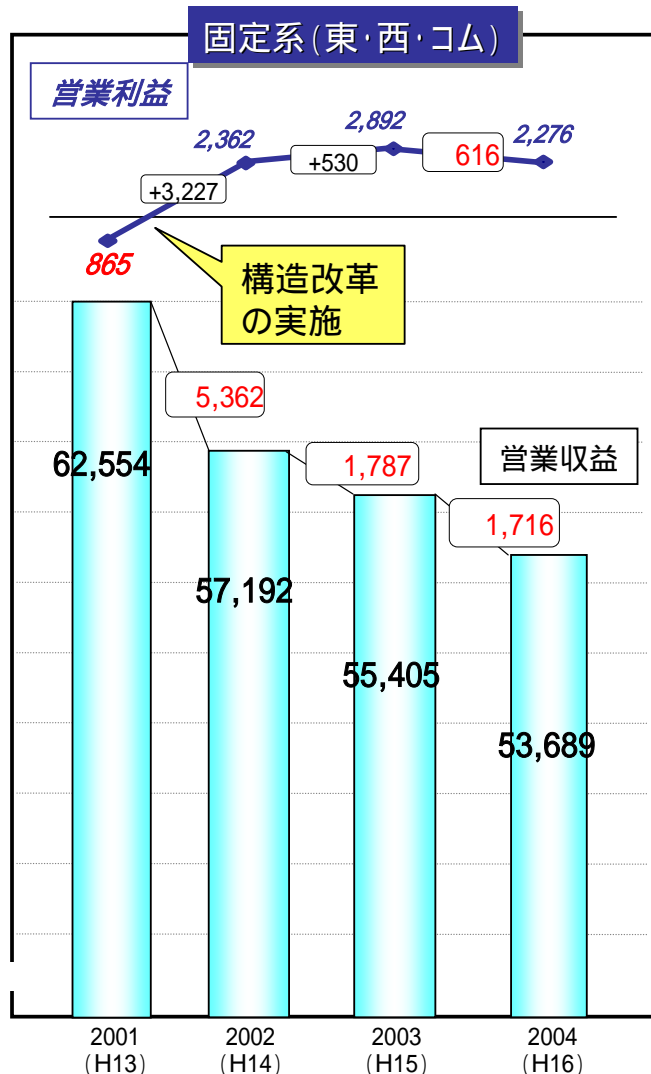
【資料11:NTT(固定系・移動系)の事業の状況】

【資料12:NTT民営化後の従業員数の推移】

【資料13:NTT東西の構造改革】

## NTT(固定系・移動系)の事業の状況

固定系は大幅な減収傾向が続いており、各種合理化施策による徹底した経営の効率化より利益を確保。移動系も2004年度から収益は減少に転じており、利益水準が大幅に低下



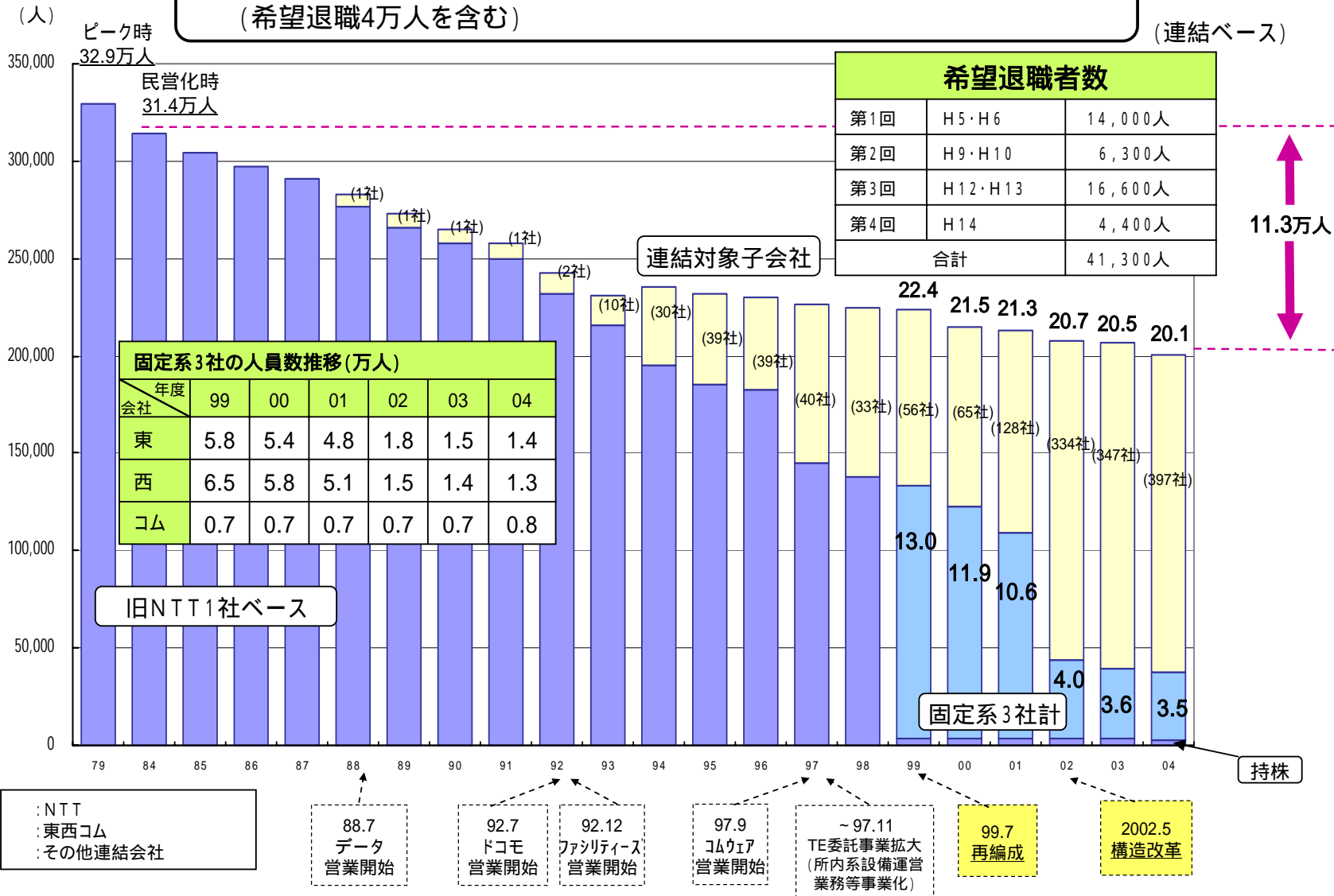
(注) 数値は決算値で、固定系は、東・西・コムの会社別損益の単純合計。なお、移動系(NTTドコモ連結)は「米国会計基準」に準拠。



# NTT 民営化後の従業員数の推移

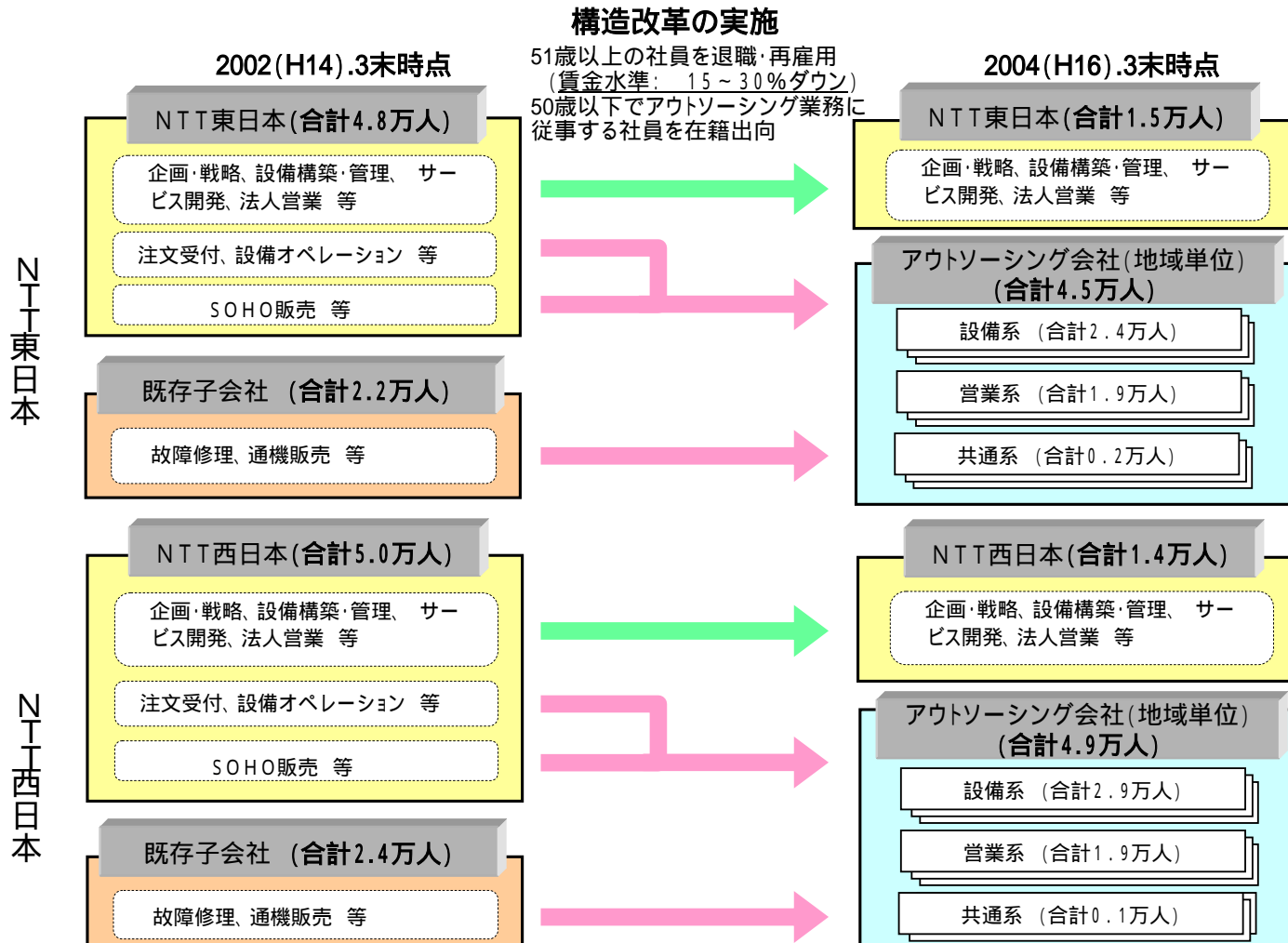
NTTは民営化以降、事業効率の向上を図り、11万人の人員を削減  
(希望退職4万人を含む)

(連結ベース)



## NTT東西の構造改革

NTT東西は、人的コストの削減を通じた財務基盤の確立を図るため、10万人規模の業務の抜本的なアウトソーシングを実施するとともに、地場賃金並みの賃金水準を導入したアウトソーシング会社への退職・再雇用制度を実施  
また、人事・給与制度についても順次見直しを実施し、2006(H18)年度より年齢給を廃止



### 3. 競争ルールの在り方(1)

- **ブロードバンドインフラの高度化・低廉化を促進するとともにサービスの多様化・高度化・低廉化を実現することにより、我が国全体としての国際競争力の維持・向上を図り、ICTを活用した社会的課題の克服を図ることが必要と考えます。** このため、各事業者による多様なビジネスモデルの自由な展開が行われるようにするとともに、我が国の技術・サービスの先端性を鈍らせないよう、各事業者の研究開発や投資インセンティブを促進することが必要です。

なお、米国やドイツでは、ブロードバンドインフラの構築を促進するため、**光ファイバに関する規制を緩和して投資インセンティブを喚起する施策**がとられています。また、サービスの**融合化に対応**するため、米国では地域会社が移動体会社を傘下におさめるとともに長距離会社を買収し、欧州では移動系子会社を100%子会社化するなど**事業構造の変革**が進展しています。

【資料14：日・欧・米の競争促進施策の実施状況】

【資料15：国内主要事業者の事業形態の動き】

【資料16：米国の主要事業者の事業形態の動き】

【資料17：欧州の主要事業者の事業形態の動き】

## 日・欧・米の競争促進施策の実施状況

欧米主要国と比較しても、日本ではオープン化が最も徹底。  
むしろ、米・独では光化・IP化等の推進の観点から、一連の規制を緩和する方向。

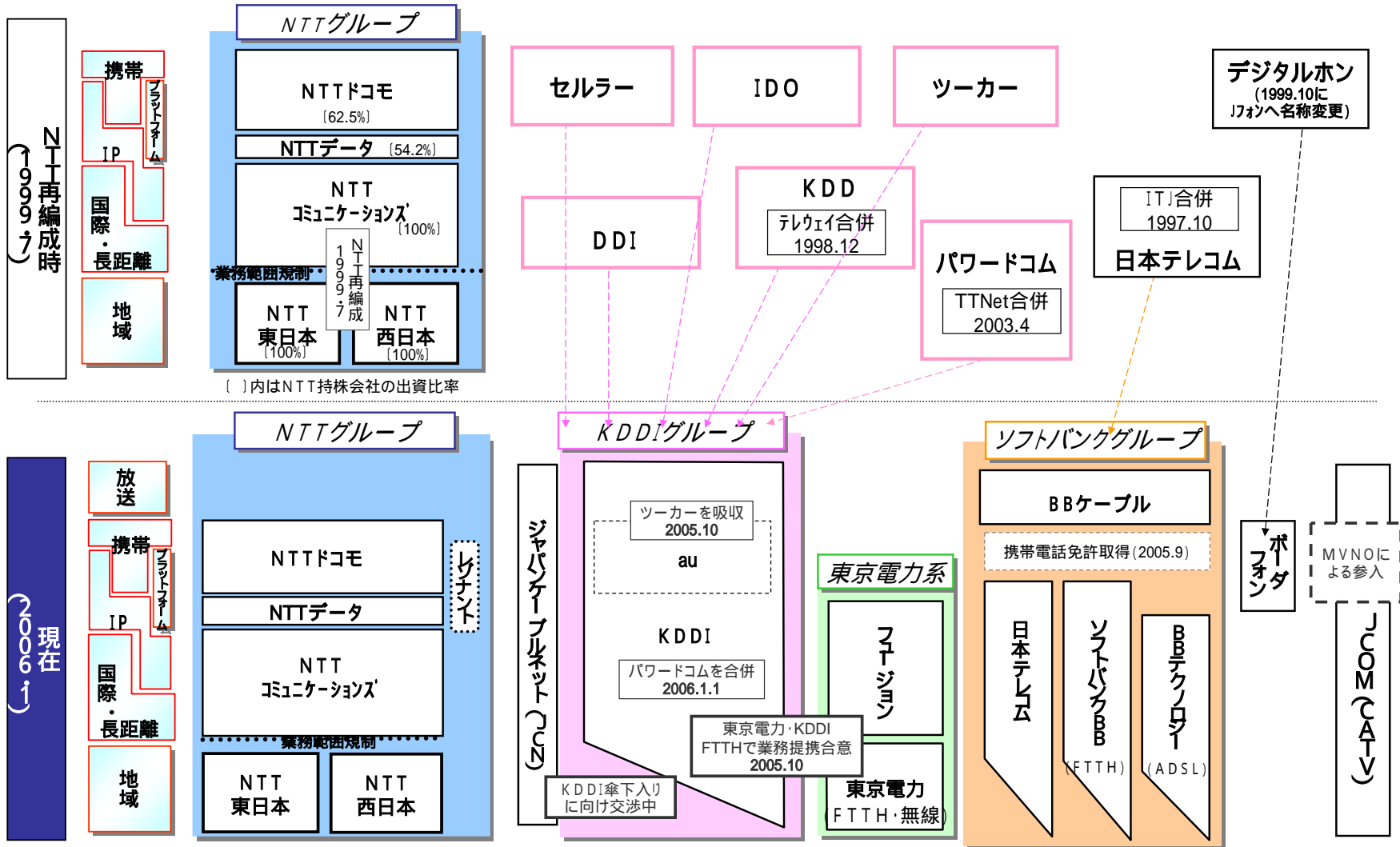
主な項目		日本	米	英	仏	独	EU
加入者回線の アンバンドル	メタル 〔ドライカハ〕	(1999年)	(1996年)	(2001年)	(2001年)	(1996年)	(2002年)
	メタル 〔回線共用〕	(1999年)	× (2003年に廃止)				(2002年)
	光 〔ハイブリッド〕	(2000年)	× (2004年に廃止) 注1			(×) (見直しの動き)	
	光 〔FTTH〕	(2000年)	× (2003年に廃止) 注1	×	×	× (2005年に廃止)	- 注2
ブロードバンド伝送の オープンアクセス (非系列ISPへの伝送非差別的提供義務)			× (2005年に廃止)				
構造分離		(地域・長距離・移動体)	× (地域・長距離)	×	×	×	×

注1: 企業向けダークファイバ、FTTHの開放義務なし(企業向け高速専用線は条件つきで開放義務あり)

注2: EUとしてアンバンドルを義務付けることはしないが、加盟国の判断で義務付けることは可能

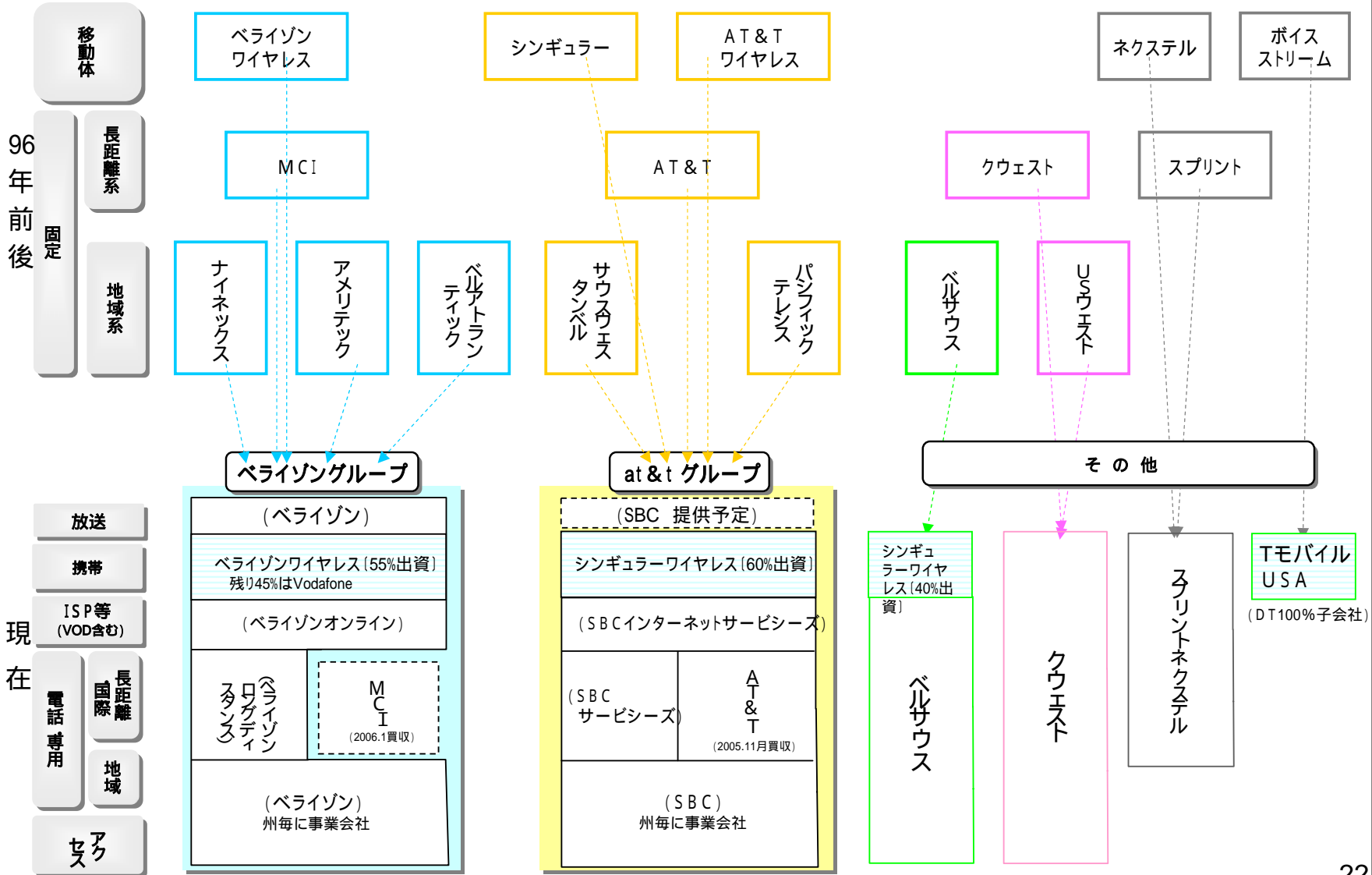
# 国内主要事業者の事業形態の動き

IP化の進展に伴い、国内外の通信事業者が固定 / 移動、通信 / 放送のサービスの融合化に対応するために合従連衡を行うなど、事業構造の変革を進めている。



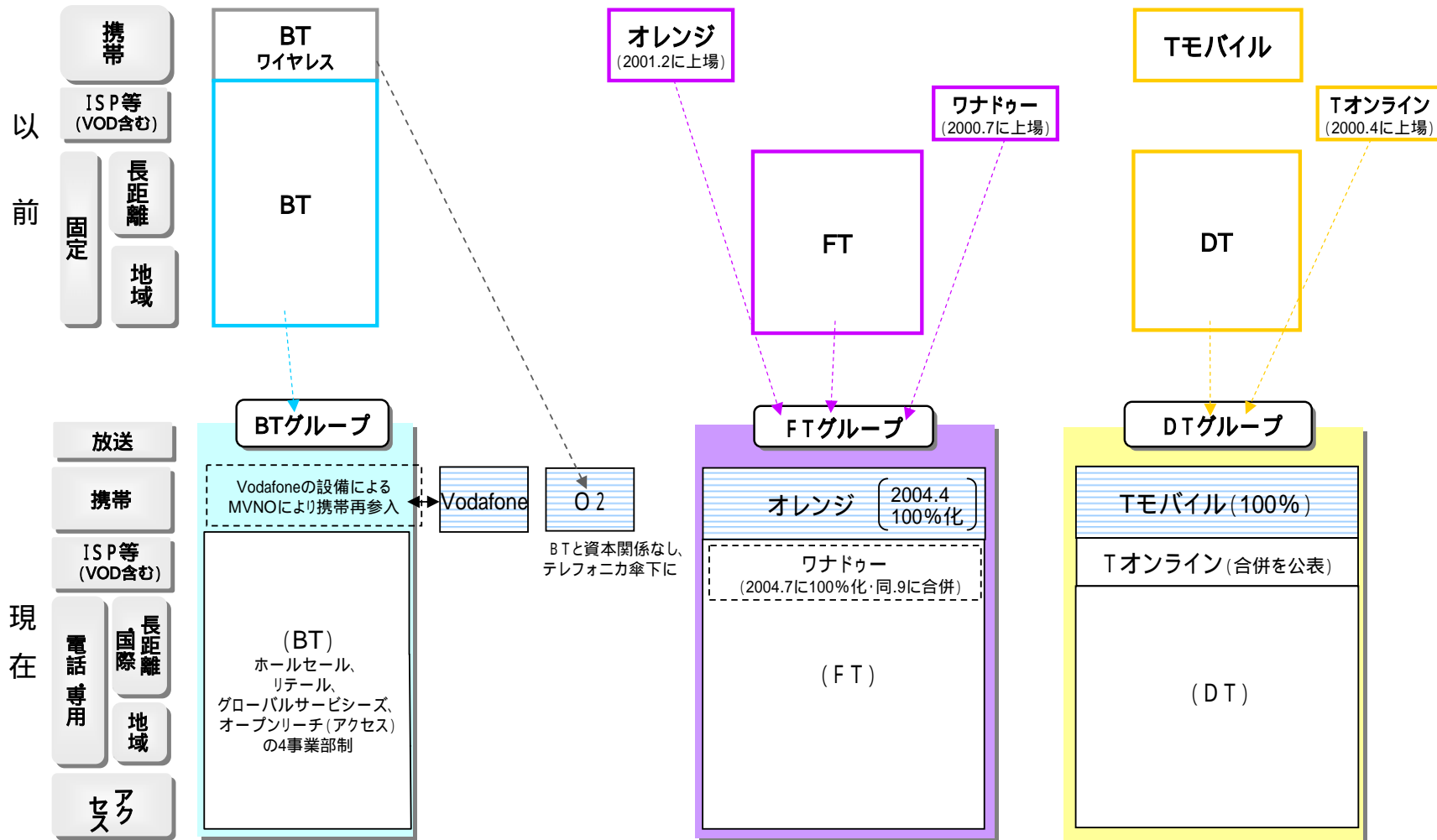
# 米国の主要事業者の事業形態の動き

米国においては、地域会社が移動体会社を傘下におさめるとともに、長距離会社を買収し、垂直統合的に事業を再編成。



# 欧州の主要事業者の事業形態の動き

フランステレコム(FT)・ドイツテレコム(DT)は、移動体事業・ISP事業を100%子会社化等することにより、事業統合を進めている。なお、BTは、携帯電話部門を自発的に分離。



## 3. 競争ルールの在り方(2)

- 具体的には、

IPネットワークや多様なブロードバンドアクセスの構築を競争下で促進するために、**設備構築事業者**に**設備投資に対するフェアリターンが確保できる仕組み**が必要であると考えます。また、**ボトルネック設備規制の範囲**については、各事業者が(アクセスを自前または他事業者の設備を利用して)IPベースのブロードバンドネットワークを自前で構築している**実態**を踏まえて、**真にボトルネック性のある設備に限定すべき**と考えます。

IP技術等によるサービス提供の柔軟性を活かし、融合化するサービスニーズに対応するために、**サービスの具体的展開は原則、各事業者の自由にすべき**と考えます。なお、NTT東西は必要により活用業務の認可を受けてサービス提供を行う考えです。

大量のIPトラフィックを流す**コンテンツ配信やP2P通信等**が今後普及していくと考えられますが、**設備構築コストの回収、ブロードバンドサービスのQoSの確保、エンドユーザの利用の公平性等の観点**を踏まえて、これらのサービスを提供する**上位レイヤ事業者とネットワーク事業者の間の費用分担の在り方**を整理することが必要であると考えます。

【資料18:IP化の進展に伴う競争構造の変化】

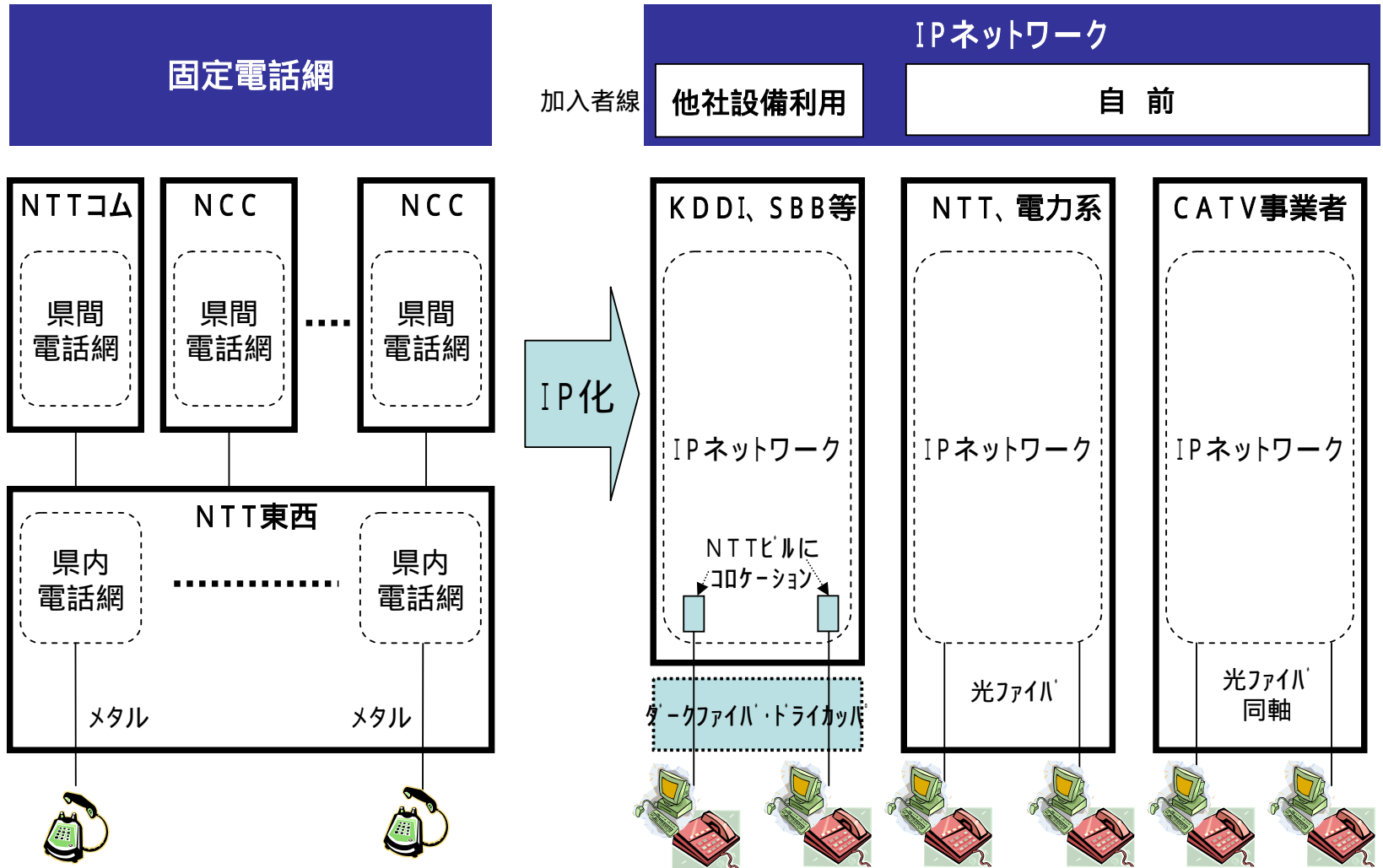
【資料19:加入者光ファイバのコストの推移】

【資料20:IPトラフィックに対する新たな利用料について】



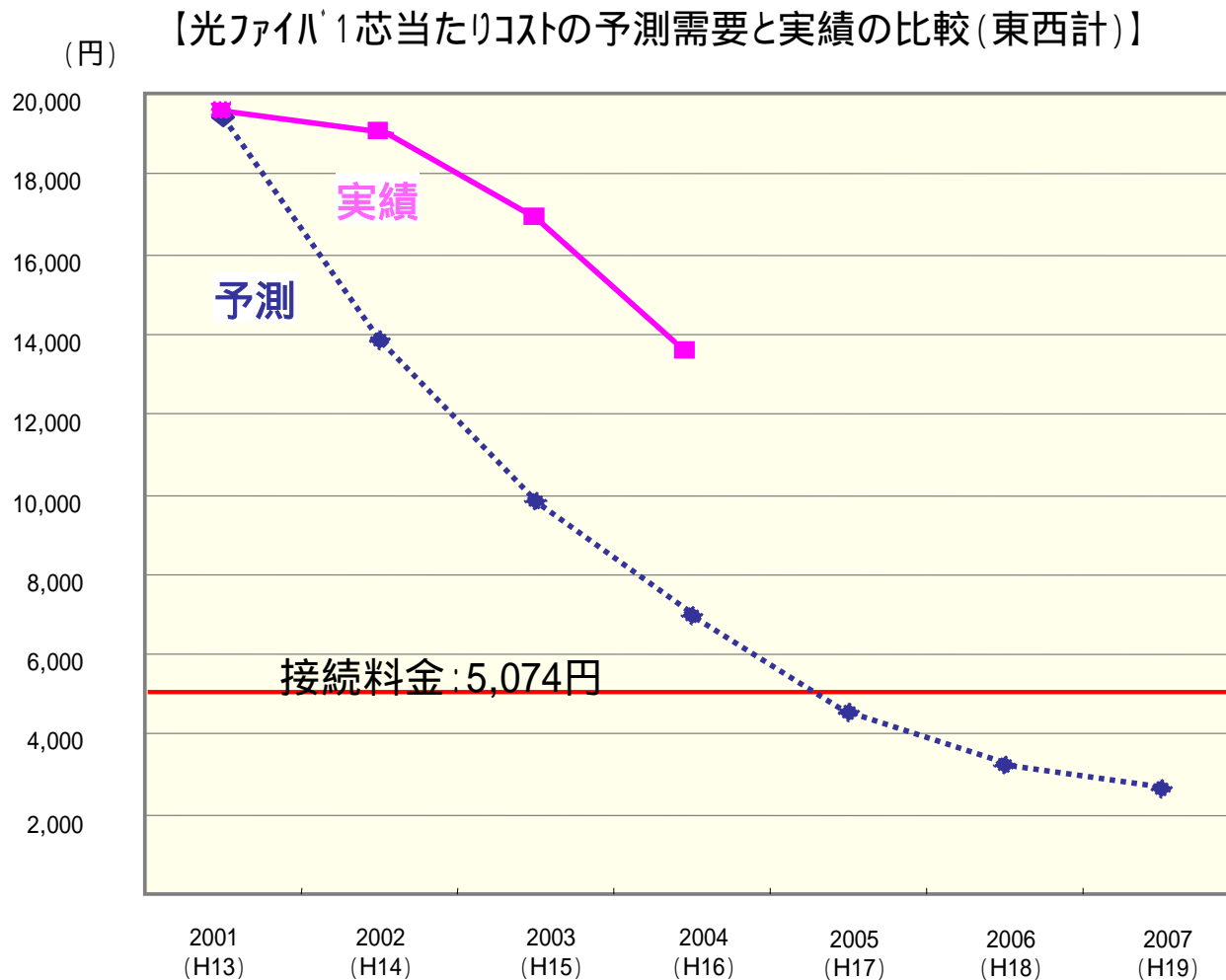
## IP化による競争構造の変化

従来の固定電話網とは異なり、IP化ネットワークは各社がエンド・トゥ・エンドで自前ネットワークを構築している。



## 加入者光ファイバのコストの推移

算定期間の半分以上を経過した現時点でも、実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じており、料金算定期間内に適正なコスト回収をすることが困難な状況。



# IPトラフィックに対する新たな利用料について

## (米国での最近の動向についてのWSJ記事の抜粋)

2006年1月6日 The Wall Street Journal 「大手通信事業者は高速アクセス使用料に関する論争を開始」

- ・大手通信事業者は、グーグルやボネージなど、通信事業者のネットワークを利用して高品質の音楽・映像等を提供しているインターネットコンテンツプロバイダーに対し、ネットワーク使用料を課し始めたいと思っており、激しい戦いが始まろうとしている。
- ・ベルサウスは、インターネットムービー会社やゲーム提供会社に対し、高速コンテンツ配信を保証するための使用料を課すことについて同意するよう話を切り出している。 AT&T幹部は、「コンテンツの優先配信を保証するため企業に使用料を課すことを支持する」と表明している。また、ベライゾンのザイデンバーグCEOは、「コンテンツ各社は我々のネットワークの上にあぐらをかいて、ネットワーク容量を搾取することはできない」と語った。通信事業者は「インターネット企業が優先的扱いを受けるためにコンテンツ配信使用料を払うというシステム」を構想している。使用料を払わない企業は、ゲーム、映画、ソフトウェア・ダウンロード等の配信において、ネットワーク上での配信スピードが普通もしくは比較的遅くなるわけだ。
- ・通信事業者は、「ユーザがグーグルやヤフーのウェブサイトからコンテンツをスムーズにダウンロードできるようにするためネットワークをアップグレードするのに、何年にもわたり何10億ドルも投資したが、通信事業者自身は殆ど何の利益も享受していない」と述べている。
- ・使用料システムの規模や構成はまだ検討中であり、規制面でも不明確である。しかし既に、コンテンツ企業からは、「コンテンツ優先配信のために使用料を課すことは無理な要求であり、競争を阻害するとともに最終的には消費者を害することになる」と、激しい反対の声が起こっている。
- ・「通信事業者は、消費者が既に使用料を支払っている帯域分について、我々に使用料を課そうとしている。消費者が二度払いしなければならないのはクレージーである。」とボネージ社のシトロンCEOは言っている。
- ・グーグル社の幹部は、「ブロードバンド提供事業者がコンテンツプロバイダーに配信料を課し始めたら、ブロードバンド提供事業者がネットワークを流れるコンテンツに対し非常に大きな影響力を持つことになることを心配している」と語っており、また比較的小さい企業は、追加のネットワークアクセス使用料を支払う余裕はないと話している。

(別冊)

具体的な規制に対する  
要 望 事 項

## 検討アジェンダ 2.(2) 第一種指定電気通信設備の範囲

### 加入者光ファイバの指定電気通信設備制度の見直し

1. 以下の観点から、加入者光ファイバはメタル回線と区別し、指定電気通信設備の対象から除外するよう要望。
  - ・加入者光ファイバはメタル回線と異なり、NTT東西も多大な設備投資負担の下、新たに敷設。
  - ・現に電力系事業者は自ら加入者光ファイバを敷設して、加入者光ファイバの回線数も相当数保有し、NTT東西と熾烈な設備競争を展開。
  - ・電柱等線路敷設基盤は、既に「ガイドライン」に基づき開放され、現にCATV事業者・電力系事業者は相当量を自前敷設している等、他事業者が加入者回線を自前敷設できる環境は既に十分整っている。
  - ・更には、新たな電柱添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化等も実施予定であり、少なくとも架空配線区間はNTT東西と他事業者が同等条件で加入者回線を敷設可能。
2. 仮に、NTT東西の加入者光ファイバを指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、以下の事項については、現在の競争の実態等を踏まえ、早急な見直しを要望。
  - ・き線点以下の架空配線区間については、指定電気通信設備の対象から除外。
  - ・NTT東西の加入者光ファイバの回線数シェアが50%を下回っている地域では、指定電気通信設備の対象から除外。
  - ・競争の実態が反映できるよう、都道府県単位ではなく、より細かい単位でシェアを把握する仕組みに見直し。
  - ・現行のシェア基準値（50%超）による規制は、シェアが拮抗する場合でも事業者間に規制上の大きな差が生じる枠組みであるため、一定以上のシェアの事業者に対し規制の同等性を確保するよう見直しが必要。
  - ・電力系事業者と提携事業者との間の取引条件等や電力系事業者と親会社である電力会社との間の取引条件等について公表を求める等の措置についての検討を要請。

### 地域IP網等の指定電気通信設備の制度の見直し

既に他事業者は自らルータ等の局内装置を設置して、独自のIP網を構築しており、NTT東西の局内装置を利用するケースはほとんど無いことから、地域IP網、メガデータネット等のデータ通信網、メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバ等の設備については、規制対象から除外することを要望。

## 検討アジェンダ 2.(2) その他、指定電気通信設備制度の在り方について検討すべき事項

### 接続事業者の経営破綻への対応

- ・ 昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等に加え、事業参入・退出規制の緩和等も相俟って、接続事業者が経営破綻し接続料が回収不能となる事例が多発しているため、例えば、事業者ごとの信用度等に応じて、接続料の前払いや預託等により接続事業者に予め負担していただくとともに、結果的に貸倒が生じた場合には接続料に当該貸倒を加味する等のルール整備を要望。

### コロケーションリソースの無効保留への対応

- ・ コロケーションルールについては、環境の変化やそれに伴い発生した課題（DSLサービスの急速な展開に伴う、特定事業者によるコロケーションリソースの専有等）を踏まえ、有限なリソースを有効利用する観点から、逐次見直しを図ってきた。  
しかしながら、現状においても「コロケーションリソースの無効保留」がルールの間隙をつくかたちで多発しているため、例えば、局舎スペースの利用料について、現在費用負担なしでスペースの保留が可能となっている「保留開始から工事開始までの期間」についても費用負担する等、実態にあわせたルールの見直しを要望。

### 火災事故等、通信の安全を脅かす事故の発生への対応

- ・ 現行のコロケーションルールの整備にあたっては、接続事業者の事業運営の自由度を重要視する一方、危機管理への配慮が些か希薄であったため、先般、接続事業者自前電力設備の火災事故を未然に防止できなかったことに加え、事故が発生した際の適切な措置が遅れる等の事象が発生。  
こうした事象は、一步間違えば当該局舎に収容される全事業者のユーザの通信が途絶する等の問題になりかねないため、例えば、N T T東西の局舎内にコロケーションする電力設備については、異常電圧・異常電流などの発火・発煙事故に至るおそれのある異常が発生した際の自動電源遮断機能の具備を義務付ける等、安全・セキュリティを確保するためのルール整備を要望。
- ・ またネットワークのセキュリティ上の問題については諸外国の例も参考にしたルール整備を要望。

### その他

- ・ 他事業者においても自前で実施可能なユーザ宅内の配線工事等に係る工事・手続きに関しては、接続約款の規制対象から除外することを要望。

## 検討アジェンダ 2.(3) PSTNの接続料算定の在り方

- ・固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話サービスにおいては、長期増分費用方式の前提である「高度な新しい電気通信技術の導入によって大幅な効率が図られる」環境にはなく、現実には投資単価や保守用物品コストの上昇等のスケールメリットが発生する状況。したがって、長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みへの見直しを要望。

## 検討アジェンダ 2.(3) 将来原価方式の在り方

- ・将来原価方式を採用している接続料については、回収不足を適正に回収できるよう、早急に接続ルールを整備することを要望。
- ・既に将来原価方式を用いて算定している接続料についても、算定期間が完了する時点で回収不足が生じる場合には、その回収不足を適正に回収できることが必要。
- ・また、加入者光ファイバの接続料については、現時点において、実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じているため、算定期間内の適正なコスト回収が困難であることは明らかであるため、早急な見直しが必要。

## 検討アジェンダ 2.(5) MVNOの新規参入促進の在り方

- ・移动通信サービスは技術革新のサイクルが短く、今後も4GやWiMAX等の新しい技術の導入が見込まれていることから、MVNOについては移動体通信事業者の投資インセンティブを阻害しないように、これまでどおり各事業者がビジネスベースの自主的判断に基づいて行われるべき。

## 検討アジェンダ 3.(1) 料金政策に関する基本的視点

- ・今後発展していくブロードバンド市場においては柔軟かつ自由な料金設定を可能にして、新サービスの多様化と料金の低廉化を促進することが必要。したがって、事前に料金上の規制を課すことなく、弊害が生じた場合に、事後的に是正するアプローチが適当。

## 検討アジェンダ 3.(2) プライスキャップ規制の見直しの必要性

- ・現在プライスキャップ規制を受けているサービス（電話・専用）については、競争により既に料金の低廉化が進んできており、また、加入電話の基本料についても、ドライキャップを利用した直収電話の参入により、ユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアを除いて、競争市場であるとされたところであることから、プライスキャップ規制の対象は、高コストエリアの加入電話の基本料等に限定することを要望。